

構成案（目次案）

第四次北本市障害者福祉計画（100 ページ程度）

第1章 計画の基本事項

- 1 計画策定の背景
- 2 近年の障がい者福祉施策の動向
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の性格と役割
- 6 計画の対象
- 7 計画の推進にあたって

新たな計画や各種法律の内容などを踏まえ、計画策定の前提となる事項についてまとめます。

近年の施策例：

- ・第五次障害者基本計画(内閣府)R5～R9
- ・障害者差別解消法(合理的配慮の提供の義務化) R3 改正 R6 施行
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(意思決定支援、情報取得支援、ICT 活用等) R4 施行
- ・手話施策推進法(手話の習得、手話に関する理解関心) R7 施行

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

- 1 統計からみる障がい者（児）の状況
- 2 調査からみる障がい者（児）の状況
- 3 第三次計画の進捗状況
- 4 現状・課題の整理

統計データやアンケート調査結果、進捗評価等を記載します。

第3章 障がい者福祉の基本的な考え方

- 1 基本理念
支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現
- 2 基本方針
方針1：支援の質を高め、連携を広げる
方針2：制度の壁を超え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる
方針3：市民との協働による、支えあうしくみをつくる
方針4：人権を尊重し、お互いを見守る
- 3 基本目標

基本理念は、各種調査や会議での意見等を踏まえて設定します。

基本方針は、障がい福祉の基盤部分のため、基本的には現行計画を踏襲・継承予定ですが、会議での意見等を踏まえ新たな要素の追加を検討します。

第4章 施策の展開

- 基本目標1：相談支援・支えの基盤づくり
- 基本目標2：地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり
- 基本目標3：働くを支援するための基盤づくり
- 基本目標4：暮らしを支える支援のための基盤づくり
- 基本目標5：自分らしく暮らせるようにする支援のための基盤づくり
- 基本目標6：障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

基本目標は現行の体系をベースに下記に記載したような視点を踏まえて内容を拡充させます。
検討内容に応じ、基本目標の追加も検討します。

【ポイントとなる視点(案)】

- ・重層的支援体制整備事業を軸にした包括的支援
- ・一人ひとりに合わせた就労支援
- ・グループホームや住まいの確保など暮らしを支える支援
- ・切れ目のない障がい児支援
- ・医ケア児者への支援 など

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画推進体制
- 2 計画の運営管理

資料編

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（60 ページ程度）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の基本的な考え方（国の基本指針）
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 障がい者（児）を対象としたサービスの全体像

国が示す「基本指針」や新たな計画や各種法律の内容などを踏まえ、計画策定の前提となる事項についてまとめます。

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

- 1 統計からみる障がい者（児）の状況
- 2 前回計画の成果目標の進捗状況

内容の重複を避けるため、本計画には統計データのみ記載し、調査結果は障害者福祉計画に掲載することを検討しています。

第3章 成果目標（令和11年度の将来像）の設定

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援
- 5 地域生活支援拠点等
- 6 障がい児支援
- 7 発達障がい児等に対する支援
- 8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 9 相談支援体制の充実・強化のための取組
- 10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本指針で示された成果目標と県が示すそれに対する考え方を踏まえて、本市における成果目標を設定します。（県の考え方は7月に公表予定）成果目標は地域の実態に即したものである必要があるため、アンケート結果や事業所ヒアリング等踏まえ、協議のもと設定します。

実績から見込を算出し、方策はアンケート結果や事業所ヒアリング等踏まえ、協議のもと設定します。

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

- 1 必須事業
- 2 その他（任意事業）

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画推進体制
- 2 計画の運営管理

資料編